

# 中津市放課後児童クラブ 運営委託受託者募集要項

放課後児童健全育成事業として、新たな放課後児童クラブの設置及び運営委託の受託者を募集します。

本業務に関わる契約締結は、市議会で予算が承認されることを条件とするものです。

## ■ 運営内容について

### 1 実施場所

- ・原則として、以下の対象小学校区内に立地しており、学校からの通所ルートを含めて児童が過ごす場所として安全が確保できる場所であること。

《対象小学校区》 中津市立北部小学校

定員 20名

### 2 運営基準

運営にあたり、下記の全てを満たすことが必要です。

#### (1) 開所日及び開所時間

開所日	開所時間
平日（学校がある日）	放課後～19：00 自主降所児童17：00まで
長期休業日等（春・夏・冬休みの平日、行事等による代休日）	8：00～19：00 自主降所児童17：00まで
土曜日	8：00～19：00 自主降所児童17：00まで

#### (2) 閉所日

- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日
- ・8月13日から同月15日までの日
- ・日曜日

上記のほか、学校の行事または災害等による場合、学校関係等との協議のうえ必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に閉所日を設けることがあります。

#### (3) 支援員及び補助員数

- ・児童の安全を確保できるよう、2人を最低基準とします。うち1人は「放課後児童支援員」を有するものとし、それ以外は補助員でも可とします。
- ※ 放課後児童支援員の配置については、平成31年度までの経過措置があります。
- ・勤務時間内は専任とし、兼務しないこととします。

#### (4) 運営業務に係る経費

以下の①+②（実費を除く）での運営とします。

- ① 市からの運営委託料
- ② 利用者負担額（保育料）  
保育料（おやつ代含む） 月額 ¥6,000

※ おやつ代については、保育料と明確に分けて徴収・管理すること

※ 保険料については年度初めに別途徴収すること

### 3 運営方針

#### (1) 基本方針

放課後児童クラブは、遊びを中心として子どもたちが集団生活をするなかで、家庭、地域等と連携の下、発達の段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、子どももの自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、健全な育成を図ることを目的としています。

公の施設として、公共性、公平性を尊重し放課後児童クラブの運営を行うものとします。

#### (2) 目標

- ・設置目的、基本方針を十分に理解したうえで、独自の創意工夫を発揮することによって、良質な保育の提供、サービスの向上に努めてください。
- ・地域住民、学校及び関係期間との積極的な交流を持ち、運営にあたってください。

### 4 業務の範囲

#### (1) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業に係る放課後児童クラブの保育指導、その他健全育成のために必要な事業に関する事

- ・放課後児童クラブ運営に関する日常活動の記録及び報告
- ・施設、付帯設備及び物品の保守及び維持管理並びに備品等の修繕に関する事
- ・児童の安全確保に関する事
- ・利用者負担額（保育料）の収納に関する事
- ・実費（保護者会費）の収納に関する事
- ・個人情報保護及び守秘義務に関する事

#### (2) 職員の処遇に関する事

- ・職員の労働保険等に関する事
- ・職員の賃金等の支払いに関する事
- ・職員の教育、情報の共有、研修等に関する事

#### (3) 保護者及び保護者会との連携に関する事

- ・緊急連絡に関する事
- ・保護者等への通知に関する事
- ・保護者会との協議に関する事
- ・決算報告等に関する事
- ・おやつ等実費徴収に関する事（保護者会費に関する事）

#### (4) その他市と協議のうえ決定する

## 5 運営期間

### 平成30年4月1日～平成31年3月31日まで

なお、以降の再委託は妨げない。ただし、運営期間内であっても、以下の場合には運営委託契約を解除することがあります。

- ・中津市の指示に従わないとき
- ・運営委託料等の不正受給が発覚したとき
- ・児童虐待等により保護者及び児童の信用を失墜したとき
- ・営利活動、宗教活動又は政治活動を行ったとき
- ・その他運営を継続することが適当でないと認めるとき

## 6 その他

- ・中津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例、中津市放課後児童クラブガイドラインを遵守すること。
  - ・平成27年3月31日付雇児発0331第34号「放課後児童クラブ運営指針」の策定について」別紙「放課後児童クラブ運営指針」に基づき運営すること。
  - ・児童の安全性に最大限配慮すること。
  - ・業務上知り得た情報は絶対に外部に洩らすことがないよう秘密を遵守すること。
  - ・運営上の疑義が生じた場合は、市と協議すること。
- ※ 本業務に関わる契約締結は予算の承認を条件とする。

# ■ 応募について

## 1 応募の資格

応募資格を有する者は、次の各号すべてに該当する法人とします。

- (1) 国内において、児童福祉事業またはこれに類する事業の運営実績を有すること。
- (2) 代表者又は役員が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。
- (3) 代表者又は役員が、中津市暴力団排除条例（平成23年中津市条例第3号）第2条第2号の暴力団員又はそれに準ずる暴力団員等もしくは暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (6) 直近3ヶ年において法人税（市町村民税）等を滞納していないこと。

## 2 スケジュール

書類の受付については、土日祝日を除く開庁日の9時から17時までとします。

項 目	時 期（予 定）
ホ ー ム ペ ー ジ 掲 載	平成29年11月22日
応 募 受 付 期 間	平成29年11月27日～12月1日
説 明 会	平成29年12月5日
質 疑 受 付 期 間	平成29年12月5日～12月7日
質 疑 回 答 日	平成29年12月8日
審査に係る書類の受付期間	平成29年12月11日～12月15日
書類審査及び業者選定	平成29年12月18日～12月22日
結果通知の送付及び公表	平成29年12月26日

## 3 応募手続き

### (1) 応募に係る申請書類

中津市放課後児童クラブ運営委託事業者選考申請書

（添付書類）

- ① 法人税等の未納がないことの証明書（国税、県税、市町村民税）
- ② 印鑑証明書
- ③ 役員構成がわかるもの
- ④ 児童福祉施設運営実績がわかる業務経歴書

※ 選考にあたり後日別途選考に係る書類の提出を求めます。

※ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

※ 応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。

### (2) 質疑について

#### ① 質疑者の資格

質疑者の資格は、申請書の提出者のみとします。

② 質疑の方法

指定の質疑書によるFAXでのみ受け付けます。来庁及びお電話による問い合わせには一切応じられません。

**提出先** 中津市役所子育て支援課子育て支援係 FAX番号：0979-24-7522

③ 質疑の回答

質疑書の提出のあった方すべてに回答書をFAXにて送付いたします。  
なお、質疑の回答書については、要項と同等の効力を有するものとします。

(3) 応募方法

中津市役所子育て支援課子育て支援係 窓口 **※持参のみで郵送不可**

## 4 審査方法

(1) 書類審査

提出された書類を元に審査を行います。審査に際し、必要な場合は別にヒアリングの日を設けることがあります。その場合、申請者に別途ご連絡いたします。

(2) 審査に係る書類

以下の書類を「審査に係る書類の受付期間」内に必ずご提出ください。  
なお、①～⑤については、次項の審査基準を元に作成し、ホッチキス留めのうえ、**6部**ご提出ください。

- ① 運営基本理念
- ② 運営方針
- ③ 安全管理の方法
- ④ 支援員の確保方針
- ⑤ 地域との連携に関する考え方
- ⑥ 過去3年間分の財務諸表（財産目録、貸借対照表、収支計算書）

(3) 審査基準

- 1 市及び学校と連携し高い意欲をもって運営できるか
- 2 利用児童の安全・安心の確保が期待できる管理運営ができるか
- 3 法令関係及び条例等規定を遵守し、適正な運営ができるか
- 4 利用者（子ども及び保護者）に対する満足度の高い運営ができるか
- 5 事業の運営について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができるか
- 6 中津市の地域貢献に実績があり信頼できるか

(4) 結果通知

審査の結果、最高得点者を内定者として決定します。  
結果は申請者全員に送付し、内定された方は中津市ホームページに公表します。  
なお、内定者が要項等定めに反したことが判明した場合は、その時点で内定の取消し等を行うことがあります。